

○用途が特殊なエレベーター及び当該エレベーターのかごの積載荷重を定める件

(平成十二年五月三十一日)

(建設省告示第千四百十五号)

改正 平成一四年 五月三十一日国土交通省告示第 四七九号

同 二一年 八月 四日同 第 八五九号

同 二七年一二月二八日同 第一二七四号

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百二十九条の五第二項の規定に基づき、用途が特殊なエレベーター及び当該エレベーターのかごの積載荷重を次のように定める。

用途が特殊なエレベーター及び当該エレベーターのかごの積載荷重を定める件

建築基準法施行令(以下「令」という。)第二百二十九条の五第二項に規定する用途が特殊なエレベーターは、次の各号に掲げるエレベーターとし、同項に規定する当該用途に応じたかごの積載荷重(単位 ニュートン)は、それぞれ当該各号に定める数値とする。

一 次に掲げる基準に適合するトランクを設けたエレベーター エレベーターのかごの面積をトランクの面積を除いた面積として、令第二百二十九条の五第二項の表に基づき算定した数値

イ 床面から天井までの高さが一・二メートル以下であること。

ロ かごの他の部分とトランクの床面の段差が十センチメートル以下であること。

ハ 施錠装置を有する扉を設けること。

ニ かごの奥行き(トランク部分の奥行きを含む。以下同じ。)が二・二メートル以下であり、かつ、トランク部分の奥行きがかごの奥行きの二分の一以下であること。

二 フォークリフトその他のかごに荷物を積み込む機械(以下「フォークリフト等」という。)がかごへの荷物の積み込み時にかごに荷重をかける乗用及び寝台用エレベーター以外のエレベーター 次に掲げる数値のうち大きいもの

イ 実況に応じ算定した昇降させる人又は物の荷重に、フォークリフト等の荷重(荷物の積み込み時にかごにかかる荷重に限る。)を加えたものを一・五で除した数値

ロ 令第二百二十九条の五第二項の表に基づき算定した数値

三 昇降行程が十メートル以下で、かつ、かごの床面積が一・一平方メートル以下のエレベーター 床面積一平方メートルにつき千八百として計算した数値で、かつ、千三百以上の数値

四 昇降行程が二十メートル以下で、かつ、かごの床面積が一・三平方メートル以下の住宅、下宿又は寄宿舍に設けるエレベーター 床面積一平方メートルにつき二千五百として計算した数値で、かつ、千三百以上の数値

五 平成十二年建設省告示第千四百十三号第一第六号に掲げるエレベーター 床面積一平方メートルにつき千八百として計算した数値で、かつ、千三百以上の数値（計算した数値が千九百八十を超える場合にあっては、千九百八十）

六 平成十二年建設省告示第千四百十三号第一第九号に掲げるエレベーター 次に定める床面積及び種類に応じた次に定める数値

イ 籠の床面積が一平方メートル以下で住戸内に設置されるもの 床面積一平方メートルにつき千八百として計算した数値で、かつ、千三百以上の数値

ロ 籠の床面積が二平方メートル以下のもの（イに掲げるものを除く。） 千八百

ハ 籠の床面積が二平方メートルを超え二・二五平方メートル以下のもの 二千四百

七 平成十二年建設省告示第千四百十三号第一第十号に掲げるエレベーター 九百

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。

附 則 （平成二一年八月四日国土交通省告示第八五九号） 抄

1 この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。

附 則 （平成二七年一二月二八日国土交通省告示第一二七四号） 抄
(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。